

厚生労働省北海道労働局発表

令和4年5月23日

厚生労働省

北海道労働局労働基準部 健康課

担当 健康課長 鈴木 力

主任労働衛生専門官 藤本 敏宏

電話 011(709)2311(内線3561)

直通電話 011(788)6373

STOP!熱中症(令和4年5月~9月)

クールワークキャンペーン

熱中症予防対策の徹底を図ろう

- 厚生労働省北海道労働局(局長 ともふじ としあき 友藤 智朗)では、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」として職場における熱中症予防対策への取組みを進めており、実施期間は令和4年5月1日から9月30日までとしています。
- 令和3年に北海道で発生した熱中症による休業1日以上労働災害は、令和2年に比べ20件増加の67件発生し、7月、8月には合計4件の死亡災害も発生しました。(年間4件の死亡災害は全国ワーストワンとなります。)
発生月別では6月9件、7月40件、8月17件、9月に1件発生し、業種別では建設業22件、農林業9件、製造業で6件発生しました。(別添資料1参照)
- 北海道労働局は、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の取組等について事業者団体(121団体)等に文書により要請を行ったほか、道内の企業及び労働者の方々に熱中症予防対策の徹底を働きかけていきます。(別添資料2参照)
- 厚生労働省では熱中症予防対策の一層の推進を図るため、関係通達を含む行政情報や熱中症と関連する最新の情報を随時入手できるポータルサイトを立ち上げています。

ポータルサイトのアクセス用QRコードはこちらです。



【添付資料】

資料1 令和3年 北海道内で発生した熱中症（確定値）

資料2 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（令和4年5月～9月）

令和3年 北海道内で発生した熱中症

(令和3年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

	発生月日		発生時刻	業種	年代	休業程度 (日)	気温	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
1	6	5	11	農林業	40	1	20度程度	ビニールハウスでトマトの植付作業を行っていたときに倒れ、病院で熱中症と診断された。
				後志			屋外	
2	6	8	16	その他の事業	20	1	28	測量作業後、体調不良を感じ救急車で搬送、点滴措置を受けた。
				石狩			屋外	
3	6	9	17	建設業	40	1	16	ドラグ・ショベルを運転し暗渠排水の設置作業後、帰るため車で待機中に体調不良を訴えた。
				オホーツク			屋外	
4	6	11	10	警備業	60	1	23.8	屋外における炎天下での交通誘導作業中、立ち眩みを起こしその場に座り込む。
				日高			屋外	
5	6	11	14	製造業	30	1	36.2	発電所の屋外と屋内を頻繁に出入りし点検作業中、体調が悪くなり熱中症となった。
				オホーツク			屋内・外	
6	6	11	14	建設業	40	2	31	集水柵基礎砂利転圧作業中に熱中症の症状が現れたので受診し、脱水症と診断された。
				上川			屋外	
7	6	11	15	農林業	70	1	28度程度	ビニールハウスで藁敷き作業をし喫煙後に休憩室で倒れ、病院で熱中症と診断された。
				後志			屋外	
8	6	16	18	商業	30	4	25	サイクルの作業場で自転車整備を終えた際、熱中症が原因で倒れた。
				石狩			屋外	
9	6	22	11	建設業	20	2	25	屋外でアスファルト舗装作業中に体調不良を訴え、病院で熱中症と診断された。
				十勝			屋外	
10	7	1	18	建設業	30	10	24.0	トイレから遠い高速道路ICで水分摂取を控え交通誘導警備に従事、帰宅時に具合が悪くなった。
				上川			屋外	
11	7	13	10	製造業	20	1	30	道路改良工事でガス導管を傷つけないよう作業監視中に頭痛と吐気がして受診、熱中症と診断された。
				オホーツク			屋外	
12	7	15	16	畜産・水産業	70	21	21	トラクターで牧草収穫作業後に気分が悪くなり、受診したところ熱中症と診断された。
				日高			屋外	

令和3年 北海道内で発生した熱中症

(令和3年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

	発生月日		発生時刻	業種	年代	休業程度 (日)	気温	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
13	7	16	9	製造業	10	3	27	加工物の入ったかごの積上げ作業中に意識を失い倒れ、熱中症と診断された。
				宗谷			屋内	
14	7	16	15	建設業	60	11	31.3	屋外車庫の埋め戻し作業後、体調がすぐれず、救急搬送し熱中症と診断された。
				空知			屋外	
15	7	17	12	保健衛生業	20	3	30.4	ウイルス感染防止対策のガウンを着用し看護業務中に大量に発汗し体調不良となった。
				石狩			屋内	
16	7	17	14	建設業	50	3	32.4	炎天下での作業中に発症。
				石狩			屋外	
17	7	19	10	農林業	20	1	30.5	ビニールハウス内で胡瓜の収穫作業中に頭痛等を訴え、病院で熱中症と診断された。
				空知			屋内	
18	7	19	12	接客 娯楽業	60	1	24	ゴルフ場の草刈り作業中に意識朦朧となり救急搬送され、熱中症と診断された。
				胆振			屋外	
19	7	19	13	通信業	50	7	33.7	郵便配達中に目眩等がして意識を失い、救急搬送され熱中症と診断された。
				空知			屋外	
20	7	19	15	建設業	40	1	26	建物解体工事作業中、具合が悪くなり、熱中症と診断されたもの。
				根室			屋外	
21	7	19	16	通信業	50	1	35	郵便配達中に体調の異変を感じ、病院で熱中症と診断された。
				十勝			屋外	
22	7	19	17	建設業	70	死亡	32.7	資材置場内で資材整理作業後に脱水症状を発症し、熱中症により死亡した。
				上川			屋外	
23	7	20	9	農林業	50	2	28	プロッコリーの収穫作業中に座り込み立てなくなり受診し熱中症と診断された。
				胆振			屋外	
24	7	20	12	貨物取扱業	40	1	25.8	工場内でミーティング中、体調不良を訴え、病院で熱中症疑いと診断された。
				胆振			屋内	

令和3年 北海道内で発生した熱中症

(令和3年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

	発生月日		発生時刻	業種	年代	休業程度 (日)	気温	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
25	7	20	16	建設業	60	8	27.5	住宅の外壁塗装中に倒れていたため救急車で搬送。熱中症と診断された。
				胆振			屋外	
26	7	21	11	建設業	20	4	28	屋外で測量の実習中に体調不良を訴え、病院で熱中症と診断された。
				十勝			屋外	
27	7	21	13	建設業	60	5	30	屋外で基礎工事中に手が痙攣し、病院で熱中症と診断された。
				十勝			屋外	
28	7	21	13	病院	50	8	34.7	水を飲まずに个人防护具を着用し室内で勤務後に頭痛が悪化し熱中症となった。
				上川			屋内	
29	7	21	19	その他の事業	70	3か月	31.2	公園の入退園確認や通行証発行業務中に倒れ、救急搬送された。
							屋外	
30	7	23	17	接客 娯楽業	30	3	28.2	冷房が故障した店内で巡回中に頭痛、目眩、吐気を覚え立っていらなくなった。
				石狩			屋内	
31	7	24	7	畜産・水産業	20	1	28.2	毛ガニ漁の網上げ等作業で、手の痺れ、頭痛、目眩等が起き熱中症と診断された。
				オホーツク			屋外	
32	7	25	10	ビルメンテナ ンス	70	9	32.5	総合運動場で清掃作業中に控室で休んでいて意識を失い救急搬送され熱中症と診断。
				石狩			屋内	
33	7	26	12	運輸交通業	20	6	35	乗務終了後、体調不良を訴え、病院で熱中症と診断された。
				渡島			屋内	
34	7	26	20	建設業	20	2	26	防水舗装作業終了後に手足の痺れ等を訴えた。日中の気温は35度近かった。
				上川			屋外	
35	7	27	11	製造業	40	2	32.7	屋外で事務所周りを掃き掃除し休憩中にめまい、吐き気がしたもの。
				上川			屋外	
36	7	28	9	農林業	40	1	31	森林にて伐木作業中、倦怠感、関節痛等を訴え、病院で熱中症と診断された。
				十勝			屋外	

令和3年 北海道内で発生した熱中症

(令和3年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

	発生日		発生時刻	業種	年代	休業程度(日)	気温	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
37	7	28	11	清掃・と畜業	30	1	29.4	一般廃棄物収集作業中、手足の痺れ等の症状を訴え熱中症と診断された。
				根室			屋外	
38	7	28	12	その他の事業	30	1	27	炎天下の中、3時間ほど草刈作業をして体調不良となり、頭痛を訴え嘔吐した。
				釧路			屋外	
39	7	28	13	教育・研究業	60	7	32.7	測量準備で除草・整備の作業中に体調不良を訴え、病院で熱中症と診断された。
				後志			屋外	
40	7	28	14	建設業	20	2	26	住宅新築工事の作業中、身体各所の筋肉が痙攣し受診。熱中症と診断された。
				胆振			屋内	
41	7	28	15	製造業	60	7	31.8	工場内でコンクリート打設中に具合が悪くなり、病院搬送後熱中症と診断される。
				空知			屋内	
42	7	29	15	清掃・と殺業	30	3	28	工場内で原料の袋出し作業中に体調不良を訴え、病院で熱中症と診断された。
				十勝			屋内	
43	7	30	11	建設業	60	1	32.3	公園の草刈り作業で刈取った草を集めていた時、嘔吐し病院に搬送された。
				留萌			屋外	
44	7	30	12	運輸交通業	60	2	30	玉葱の選果作業中に手の震えが生じたため、救急搬送し熱中症と診断された。
				オホーツク			屋内	
45	7	31	10	農林業	60	1	36	ビニールハウス(室温36度)でミニトマト収穫後、外に出て体調不良を感じた。
				上川			屋内	
46	7	31	11	建設業	50	4	28	自社土場で草刈り中に体調不良を訴え病院に搬送された。
				宗谷			屋外	
47	7	31	12	農林業	60	29	31	森林にて草刈作業中、体調不良を訴え、病院で熱中症と診断された。
				十勝			屋外	
48	7	31	13	通信業	30	4	34	屋外で郵便配達中、体調不良となり病院に搬送され、熱中症と診断された。
				石狩			屋外	

令和3年 北海道内で発生した熱中症

(令和3年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

	発生月日		発生時刻	業種	年代	休業程度 (日)	気温	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
49	7	31	15	建設業	60	死亡	34.7	草刈り作業でふらつき、車内で休憩中に意識朦朧となり、救急搬送されたが死亡。
				石狩			屋外	
50	8	2	10	運輸交通業	50	1	26.6	刈払い機で草刈り中に目眩と吐気がして医療機関に搬送され、熱中症と診断。
				空知			屋外	
51	8	3	11	製造業	40	死亡	32.1	選果場稼働準備作業中に倒れ、救急搬送中に心肺停止し死亡が確認された。
				上川			屋内	
52	8	3	16	農林業	50	死亡	30.3	ビニールハウスで胡瓜の収穫作業中に体調不良のため帰宅中に車内で死亡。
				空知			屋外	
53	8	4	13	建設業	60	2	33	埋設配管作業中に体調が悪くなり休憩していたが、意識朦朧とし仰向けに倒れた。
				石狩			屋外	
54	8	4	14	建設業	60	12	21	養生した建屋で保護帽、ゴーグル、不織布つなぎ、防じんマスク等を着用し、シール材剥離作業中に体調不良となる。
				釧路			屋内	
55	8	4	15	通信業	40	4	35.3	郵便配達中、体調の異変を感じ、病院で熱中症と診断された。
				十勝			屋外	
56	8	5	13	建設業	50	3	27.5	道路維持工事として、付近の樹木の伐採作業中に熱中症となった。
				留萌			屋外	
57	8	5	14	畜産・水産業	40	3	30	ベルトコンベアの管理作業中に気分が悪くなり救急搬送し熱中症と診断。
				石狩			屋内	
58	8	5	15	建設業	20	1	28	道路脇の木を伐倒する現場で休憩中に意識を失い、熱中症と診断された。
				オホーツク			屋外	
59	8	5	16	商業	40	14	31	新聞配達中、体調の異変を感じ、病院で熱中症と診断された。
				十勝			屋外	
60	8	6	6	畜産・水産業	30	1	30	牛舎内で搾乳中に目眩等の症状が出たため受診し、熱中症と診断された。
				オホーツク			屋内	

令和3年 北海道内で発生した熱中症

(令和3年確定値)

北海道労働局労働基準部健康課

	発生日		発生時刻	業種	年代	休業程度 (日)	気温	発生時の作業
				発生地			屋内・外	
61	8	6	9	農林業	30	1	28	森林にて下刈作業中に両手指の痺れを訴え、病院で熱中症と診断された。
				十勝			屋外	
62	8	6	13	教育・研究業	40	90	35.4	作業室で小麦の脱穀作業中に背中痛みを訴え発熱し熱中症と診断された。
				オホーツク			屋内	
63	8	6	14	建設業	60	5	35	炎天下で排水工事のトラフ敷設、目地詰め作業を行い熱中症となった。
				石狩			屋外	
64	8	6	17	運輸交通業	30	1	31	販売店からの依頼で家電の配送設置作業後、体調不良を訴え熱中症と診断。
				渡島			屋内	
65	8	11	14	商業	20	2	31	クーラー故障で高温の中、ピッキング作業中に目まいがして作業できなくなった。
				石狩			屋内	
66	8	21	13	建設業	30	1	27	舗装工事でアスファルトフィニッシャーの手元でスコップ作業中に体調不良を訴え、熱中症と診断。
				桧山			屋外	
67	9	6	10	その他の事業	30	1	20	工事現場の交通誘導作業中、体調不良(頭痛)を同僚に訴えそのまま倒れた。
				オホーツク			屋外	

備考

- 1 発生地は総合振興局・振興局単位です。
- 2 気温の欄は、最も近い地点の気象庁の記録を用いています。

STOP！熱中症

令和4年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！



労働災害防止キャラクター **チューイカン吉**

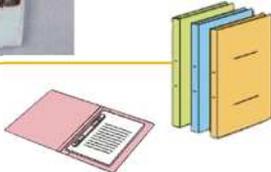
事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、 にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）

WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した WBGT指数計 を準備しましょう。	
作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。	
設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
服装などの検討	通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。	
教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。	
労働衛生管理体制の確立	衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。	
発症時・緊急時の措置の確認と周知	体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

STEP 1

WBGT値の把握

JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
通気性の良い服装等		
作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣ら しましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
ブレイクリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
健康診断結果に基づく措置	糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
日常の健康管理など	前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかり取るようにしましょう。熱中症の具体的症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。	
作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

WBGT値の 低減対策 は実施されているか
WBGT値に応じた 作業計画 となっているか
各作業者の 体調 や 暑熱順化の状況 に問題はないか
各作業者は 水分 や 塩分 をきちんと取っているか
作業の 中止 や 中断 をさせなくてよいか



異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・いったん作業を離れ、休憩する
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。水分、塩分を積極的に取りましょう。各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。休憩中の状態の変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましょう。

